

【意匠】平成26年度の品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）

・評価項目① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

必要な文書が作成され、適切な管理がなされていることから、「極めて良好」と評価される。ただし、良好、概ね達成との評価もあった。

・評価項目② 審査及び品質管理のための手続の透明性

審査プロセス、品質管理のための具体的な手順及び担当について「品質マニュアル」に定められていることから、「極めて良好」と評価される。ただし、良好、概ね達成との評価もあった。

・評価項目③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が日本語及び英語で作成され、特許庁ホームページ、パンフレット等により制度ユーザー及び職員に周知されている。しかし、職員がこれらを理解しているか確認する方法が確立されていないことから、「良好」と評価される。ただし、概ね達成との評価も一部あった。

・評価項目④ 審査実施体制

他の特許庁に比して審査官が少数であるものの、効率的な審査、機械化による審査負担の軽減、一次審査通知期間の短さの観点から、「良好」と評価される。ただし、他の特許庁と比較した人数の観点から、概ね達成との評価もあった。

・評価項目⑤ 品質管理体制

品質管理の企画等を専従で行う者がいないなどの理由から、「概ね達成」と評価される。である。ただし、人員体制の面で改善を要すとの評価もある一方、少ない人数で効率的な品質管理が行えていることから、良好との評価も少なからずあった。

・評価項目⑥ 品質向上のための取組

品質向上のために必要とされる取組がさまざま実施され、その目的は達成していることから、「良好」と評価される。ただし、概ね達成との評価もあった。

・評価項目⑦ 品質検証のための取組

品質監査、ユーザー評価調査等による審査の品質検証が行われ、その目的は達成していることから、「良好」と評価される。ただし、概ね達成との評価もあった。

平成27年3月27日
第4回審査品質管理小委員会

・評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出

ユーザー等外部の情報を用いた分析・課題抽出が十分でないことから、「概ね達成」と評価される。ただし、良好との評価もあった。

・評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信

国内ユーザーや他の特許庁に対する審査の質向上に関する情報発信、意見交換が行われているが、国外機関・団体との継続的な協力関係が構築されているとまではいえないことから、「良好」と評価される。ただし、概ね達成との評価もあった。